

加算及び加算区分変更体制の届出について

加算を新たに算定する場合、算定している加算を取り下げる場合には届出が必要になります。事業所番号ごと、かつサービス事業所ごとに、提出期限までに届出をお願いします。

○届出が必要な場

事前の届出が必要な加算の適用を受けようとする時
加算の要件に該当しなくなった時
指定申請時
法改正等に伴い届出事項が追加・変更となった時

○提出の期限について

サービス種類	提出期限
居宅介護支援	算定の開始を希望する月の前月 15 日まで
介護予防ケアマネジメント	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
地域密着型通所介護	
看護小規模多機能型居宅介護	
夜間対応型訪問介護	
(介護予防)認知症対応型通所介護	
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	
介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業	
介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業	
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	算定の開始を希望する月の初日まで
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

※ただし、介護職員等処遇改善加算は加算算定月の前々月の末日までに提出する必要があります。

○電子申請届出システムの活用について

厚生労働省が運用する電子申請届出システムを用いた電子申請の受付を開始しています。積極的に電子申請を活用していただきますようお願いします。

電子申請届出システムの操作方法、GビズIDについては、八幡市ホームページ【指定・更新】居宅介護支援事業者の指定・更新について【1】電子申請届出システムによる電子申請(ID:4948)をご参照ください。

電子申請届出システムホームページ(ヘルプ-操作マニュアル)
<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

GビズIDについて
<https://gbiz-id.go.jp/top/>